

ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市ペット霊園の設置の許可等に関する条例（平成31年ふじみ野市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第5条の規定による協議は、ペット霊園設置事前協議書（様式第1号。次項において「協議書」という。）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書（計画者が個人の場合にあっては、住民票の写し）
- (2) ペット霊園の敷地の用に供する土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) ペット霊園の敷地の用に供する土地の境界線からの距離が300メートル（火葬場を有しないペット霊園の場合は、100メートル）の範囲内の詳細図（道路、河川、住宅等の位置及びこれらからペット霊園までの距離を表示したもの）
- (4) ペット霊園の敷地の用に供する土地の取得、造成等に関する計画書
- (5) ペット霊園の施設の配置図、建物の各階の平面図及び立面図、墳墓、緑地、通路等の設計図並びに納骨堂及び火葬場の設計図
- (6) ペット霊園の経営及び管理のための組織体制、維持管理方法、利用方法等に関する計画書
- (7) ペット霊園の資金計画書
- (8) ペット霊園の管理規程の案
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 協議書の提出は、条例第9条の規定による申請をしようとする日の120日前までに行わなければならない。

(標識の設置期間等)

第3条 条例第6条第1項の標識（以下この条において「標識」という。）は、ペット霊園設置計画のお知らせ（様式第2号）のとおりとする。

2 標識は、条例第7条第1項の説明会（次条において「説明会」という。）の開催予定日の30日前の日から条例第14条第2項の規定による通知を受ける日まで設置しなければならない。

3 条例第6条第1項の規定による届出は、ペット霊園標識設置届出書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 標識を設置した場所を明示した図面
- (2) 標識の設置状況及び記載内容を写した写真

4 条例第6条第2項の規定による届出は、ペット霊園標識変更届出書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 変更が生じた事実を証する書類

(2) 変更した標識の設置状況及び記載内容を写した写真
(説明会の開催等)

第4条 説明会の開催については、当該説明会を開催する日の14日前までに、その旨を近隣住民等に周知しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定による報告は、ペット霊園近隣住民等説明会報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 近隣住民等の名簿及び説明会に出席した者の名簿
- (3) 説明会の議事録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(近隣住民等との協議に係る報告)

第5条 条例第8条第3項の規定による報告は、ペット霊園近隣住民等協議内容報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 協議において使用した資料
- (2) 協議した近隣住民等の名簿
- (3) 協議の内容及びその結果について記載した書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(ペット霊園の設置等の許可の申請)

第6条 条例第9条の規定による申請は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) ペット霊園の設置の許可 ペット霊園(設置・変更)許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、申請する。

- ア 第2条第1項各号に掲げる書類
- イ アに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 移動火葬車の使用の許可 移動火葬車使用許可申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添付し、申請する。

- ア 法人の登記事項証明書(申請者が個人の場合にあっては、住民票の写し)
- イ 火葬炉の構造及び処理能力を記載した書類
- ウ 移動火葬車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)の定めるところにより交付された自動車検査証をいう。)の写し
- エ 移動火葬車の写真(車両の前後左右から各1枚撮影したもの)
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(許可の通知等)

第7条 条例第10条第1項の規定による通知は、許可する場合はペット霊園(設置・変更)許可通知書(様式第9号)又は移動火葬車使用許可通知書(様式第10号)により、却下する場合はペット霊園(設置・変更)却下通知書(様式第11号)又は移動火葬車使用却下通知書(様式第12号)により行うもの

とする。

(設置場所の基準に係る施設)

第8条 条例第11条第3号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）
- (3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館
- (5) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する学校給食の実施に必要な施設
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設
- (8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設
(緑地の面積)

第9条 条例第12条第1項第1号の規則で定める面積は、墓地の面積の100分の30以上に相当する面積とする。

(火葬炉の構造基準)

第10条 条例第12条第2項第3号ウの規則で定める構造基準は、次のとおりとする。

- (1) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号）別表第2の1ばい煙に係る指定施設の表7の項に規定する廃棄物焼却炉の規模に適合しているものであること。
- (2) 悪臭の発生を防止し、燃焼ガスを再燃させるための燃焼室を設けること。
(工事着手の届出)

第11条 条例第13条の規定による届出は、ペット霊園工事着手届出書（様式第13号）により行わなければならない。

(工事完了の届出等)

第12条 条例第14条第1項の規定による届出は、ペット霊園工事完了届出書（様式第14号）により行わなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、適合する場合はペット霊園工事完了検査適合通知書（様式第15号）により、適合しない場合はペット霊園工事完了検査不適合通知書（様式第16号）により行うものとする。

(管理者)

第13条 設置者等は、条例第15条の規定による維持管理を適正に行うため、管理者を置かなければならない。

(変更の届出)

第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、ペット霊園変更届出書(様式第17号)に変更が生じた事実を証する書類を添付して行わなければならない。

(廃止の届出)

第15条 条例第17条の規定による届出は、ペット霊園廃止届出書(様式第18号)により行わなければならない。

(地位の承継の届出)

第16条 条例第18条第2項の規定による届出は、ペット霊園地位承継届出書(様式第19号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書(設置者の地位を承継した者が個人の場合にあっては、住民票の写し)
- (2) ペット霊園の敷地に係る土地の登記事項証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地位を承継した事実を証する書類

(改善勧告)

第17条 条例第21条の勧告は、ペット霊園等改善勧告書(様式第20号)により行うものとする。

(改善命令)

第18条 条例第22条の規定による命令は、ペット霊園等改善命令書(様式第21号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第19条 条例第23条の規定による許可の取消しは、ペット霊園等許可取消通知書(様式第22号)により行うものとする。

(使用禁止命令等)

第20条 条例第24条第1項の規定による命令は、ペット霊園等使用禁止命令書(様式第23号)により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による命令は、ペット霊園焼骨等除却命令書(様式第24号)により行うものとする。

(既存ペット霊園の届出)

第21条 条例附則第3項の規定による届出は、既存ペット霊園届出書(様式第25号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 既存ペット霊園の施設の案内図及び配置図
- (2) 既存ペット霊園の建物及びその附属施設の構造を明らかにした平面図及び立面図
- (3) 既存ペット霊園のパンフレットその他の営業の状況の分かる書類
- (4) 既存ペット霊園の火葬炉の構造及び処理能力を記載した書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、ペット霊園の設置の許可等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。